公告 第 115 号
令和8年10月30日

公　　告

分任契約担当官
自衛隊阪神病院
会計課長　中村　亮

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1　入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号
6RW410100780	6RW91A40045 0001	651510119825	M-T520003

品名　または　件名
心臓運動負荷モニタリングシステムの点検及び整備　ほか4件
部品番号　または　規格
仕様書のとおり（M－Ｔ５２０００３）
使用器材名

数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	EA			A	1		

納地または工事場所	引渡場所
阪神病	衛生資材課
搬入場所	納期または工期
衛生資材課	令和9年2月26日（金）

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2　競争参加資格
次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3　契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」及び「駐屯地用標準契約書」は、自衛隊阪神病院Ｗｅｂサイトのサブメニューにある【入札・調達情報】のリンク先（https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/hosp/fin.html）内及び自衛隊阪神病院会計課事務室に掲示する。 なお、会計課事務室にて閲覧する場合は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く日の、08時30分から17時00分までとする。

4　説明会及び入札執行の日時場所
説明会日時場所：実施しない
入札日時場所　：令和8年11月20日（金）10時00分　自衛隊阪神病院厚生棟会議室Ｃ

5　保証金
入札保証金：免除　契約保証金：免除

6　落札決定方式及び契約方式
落札決定方式：グループ別総額　契約方式：一般競争

7　注意事項
（1）競争に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各項目のすべての条件を満たす者
ア 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
イ 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
ウ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
エ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
オ 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
カ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
キ 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づくの指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
ク 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ケ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停

止権者が認めた場合には、この限りでない。
コ 令和７・８・９年度全省庁統一資格「役務の提供等」Ｄ以上の資格を有する者で、競争参加地域「近畿」の資格を有する者であること。

（２）入札関係資料の配布
入札資料は、下記に示す期間、自衛隊阪神病院会計課窓口においてメール等にて配布する。
令和８年１０月３０日(金)～令和８年１１月１９日(木) （土曜日曜祝日を除く0815～1200、1300～1700）

（３）契約書の作成
ア 契約金額が１００万円を超えない時は、作成を省略する場合がある。
イ 駐屯地用標準契約の下記の条項を適用する。
(ｱ) 基本契約条項
役務請負契約条項
(ｲ) 特約条項
a 談合等の不正防止に関する特約条項
b 暴力団排除に関する特約条項
ウ 細部の作成要領については、落札者に対して説明する。

（４）入札の無効
ア 第１項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
イ 入札に関する条項に違反した入札
ウ 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

（５）違約金
落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし落札価格の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。

（６）入札書
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０（軽減税率対象品目については１００分の８）に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００（軽減税率対象品目については１０８分の１００）に相当する金額を入札書に記載すること。

（７）落札の決定方式
ア 落札決定はグループ別総額決定とする。
イ 落札決定については予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
また、落札となるべき同価による入札が２者以上あった場合は、当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し落札者を決定する。再度の入札となった場合は、別途連絡する。

（８）その他
ア 郵便等による入札については、令和８年１１月１９日（木）１７時００分到着分までを有効とする。
なお、事前に郵便入札の申し出を自衛隊阪神病院総務部会計課まで行うとともに、必ず便着の確認をすること。
イ 電報・電話・ＦＡＸ及び電子データ（メール）による入札は認めない。
ウ 入札に参加を希望する者は、入札参加希望受付時（１１月１９日（木）１２時まで）に、別紙「競争入札受付票」に必要事項を記入し、資格審査分に必要な資格決定通知書の写しを提出すること。（ＦＡＸ可）
エ 代表者以外での入札については、入札日時に委任状を提出すること。（様式随意）
オ 市価調査等依頼の場合は協力されたい。
カ 押印省略時の措置
入札書及び市価調査等の書類への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。なお、省略した場合には、入札書を除き電子メール等による提出ができるとともに、記載された連絡先には、必要に応じ、当方からご連絡させていただく場合がございます。
キ 入札心得等関係事項を承知の上参加すること。
ク 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
(ア)入札に関する事項
〒６６６－００２４　兵庫県川西市久代４丁目１番５０号
自衛隊阪神病院　総務部会計課　担当　：　角川（すみかわ）
０７２－７８２－０００１ 内線(５０５２・５０５３)　ＦＡＸ０７２－７５９－７０４７（直通）
受付票等につきましてはメールアドレス又はＦＡＸでお願いします。
fin-hanshin-hosp-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
(イ)仕様書に関する事項
自衛隊阪神病院　衛生資材課　担当　：　有時
０７２－７８２－０００１ 内線(５０３４)

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号	6RW410100780	グループ：A

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号 または 規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号					納期	包装
1	6RW91A40045	0001	651510119825	EA	1.00				阪神病	1
	心臓運動負荷モニタリングシステムの点検及び整備								衛生資材課	
	仕様書のとおり（M－Ｔ５２０００３）								衛生資材課	
				M-T520003					令和9年2月26日	
			- 以下余白 -							

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6RW410100780	グループ：B

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号　または　規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号					納期	包装
1	6RW91A40047	0001	GM011226801	EA	1.00				阪神病	1
	移動型デジタル式汎用一体型Ｘ線診断装置，ＦＰＤ搭載型の点検及び整備								衛生資材課	
	仕様書のとおり（Ｍ－Ｔ５２００３）								衛生資材課	
				M-T520003					令和9年2月26日	
			－以下余白－							

品　目　等　内　訳　書

契約実施計画番号	6RW410100780	グループ：C

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号　または　規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号					納期	包装
1	6RW91A40048	0001	GM711253980	EA	1.00				阪神病	1
	移動型デジタル式汎用一体型Ｘ線透視診断装置，ＤＳＡ付の点検及び整備								衛生資材課	
	仕様書のとおり（Ｍ－Ｔ５２０００３）								衛生資材課	
				M-T520003					令和9年2月26日	
			- 以下余白 -							

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号	6RW410100780	グループ：D

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号 または 規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号					納期	包装
1	6RW91A40049	0001	GM011199541	EA	1.00				阪神病	1
	ＣＲ装置，マンモグラフィー兼用型の点検及び整備								衛生資材課	
	仕様書のとおり（Ｍ－Ｔ５２０００３）								衛生資材課	
				M-T520003					令和9年2月26日	
			－以下余白－							

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号	6RW410100780	グループ：E

NO	調達要求番号	物品番号		単位	数量	単価	金額	銘柄	納地	指定
	品名							使用期限等	引渡場所	
	部品番号 または 規格								搬入場所	検査
	使用器材名			仕様書番号					納期	包装
1	6RW91A40050	0001	GM011199546	EA	1.00				阪神病	1
	X線テレビ装置，血管撮影用，２型の点検及び整備								衛生資材課	
	仕様書のとおり（M－T５２０００３）								衛生資材課	
				M-T520003					令和9年2月26日	
			- 以下余白 -							

調達要求番号：６ＲＷ９１Ａ４００４５

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
医療機器の点検及び整備		阪神病Ｍ－Ｔ５２０００３	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作成	令和　７年　３月　３日
		変更	年　月　日
		作成部隊等名	自衛隊阪神病院

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，自衛隊阪神病院において実施する医療機器の点検及び整備について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ-ＣＧ－Ｚ０００００１及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b)　**法令等**

医療法（昭和２３年法律第２０５号）

医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号）

医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）（以下“薬機法”という。）

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和３６年厚省令第１号）

秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

a)　この点検及び整備は，法令などの規定に基づく医療機器の点検及び臨時整備を行い，機能・性能を維持する。この点検及び整備は，薬機法第４０条の２で示す医療機器の修理業の許可を受けた事業所もしくは，整備対象品目の製造業者が実施する。

b)　サプライチェーン・リスク対応は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９の2.2による。

2.2 整備の種類

整備の種類は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.2 f)に示す“点検”及び2.2 h)に示す“臨時整備”とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.3 a)に示す“標準作業方式”とする。

2.4 整備要領など

a) 契約の相手方は，整備作業の実施に先立ち，法令等に基づいて年間定期点検計画書を作成し，契約担当官等の承認を受ける。

b) 点検及び整備対象品目及び数量は，調達要領指定書によって指定する。

c) 点検周期は，法令等で定められた周期とするほか，細部時期については，調達要領指定書によって指定する。

d) 整備作業は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**を標準とする。

e) 臨時整備による部品交換及び修理については別途契約とする。ただし，作業経費は，契約の相手方の負担とする。

f) 点検及び整備中に異常が発生した場合，速やかに復旧計画を提出するとともに，点検時期を官側と調整し，正常な状態に復旧処置を行う。

g) 臨時整備に時間を要する場合は，状況により官側と協議のうえ，代替品等の処置を行う。

表1－標準作業

番号	工程名	作業内容
1	外観の確認	破損の有無
		拭き上げ
2	機能点検	機能に異常がないか確認
3	部品交換	点検及び整備実施要領書に基づく部品交換 機能点検結果に基づく部品交換
4	機能点検	正常に稼働するか確認
5	完成検査	点検報告書の審査

2.5 修理基準

修理基準は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.5 d)とし，修理基準表を作成する場合の作成要領は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の**附属書**Ｄによる。

2.6 整備実施場所

整備実施場所は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，“自衛隊阪神病院”とする。

2.7 部品・副資材

部品及び副資材は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.9による。

2.8 交換済部品などの処置

調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方で処分する。

2.9 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項については，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.14 a) 及びc)による。

3　品質保証

監督及び検査は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の3.2による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表２**とする。提出先は，契約担当官等とする。

表2－提出書類

番号	名称	提出時期	数量	規定
1	年間定期点検計画書	契約後，速やかに。	1	契約の相手方の仕様による。
2	医療機器の修理業の許可証の写し	官側が求めた場合，速やかに。	1	－
3	定期点検用工具の校正状況	定期点検終了後，速やかに。	1	契約の相手方の仕様による。
4	定期点検報告書		1	

4.2　整備実施場所への立入りなど

整備実施場所への立入りなどは，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の6.2による。

4.3　個人情報の保護

契約の相手方は，整備実施のために知り得た患者の保護すべき個人情報の取扱いに当たっては，“個人情報の保護に関する法律”に基づき適切に取扱う。

5　その他

5.1　輸送

点検及び臨時整備を行う場合の輸送費用は，全額，契約の相手方が負担する。

5.2　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	６ＲＷ９１Ａ４００４５
	調達要求年月日	令和８年１０月２８日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和８年１０月２６日
品　　名	心臓運動負荷モニタリングシステムの点検及び整備	
仕様書番号	阪神病Ｍ－Ｔ５２０００３	

指定事項：

2.4　整備要領など

ｂ）　点検対象品目及び数量

品名		製造メーカー	製造番号	数量
心臓運動負荷モニタリングシステム	ＭＡＴ－７０００ ＭＬＸ－１０００Ｈ	フクダ電子	５０００００３７７	１

ｃ）　点検時期は、契約日～令和９年２月２６日とする。

調達要求番号：６ＲＷ９１Ａ４００４７

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
医療機器の点検及び整備		阪神病Ｍ－Ｔ５２０００３	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作成	令和　７年　３月　３日
		変更	年　月　日
		作成部隊等名	自衛隊阪神病院

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，自衛隊阪神病院において実施する医療機器の点検及び整備について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ-ＣＧ－Ｚ０００００１及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b)　**法令等**

医療法（昭和２３年法律第２０５号）

医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号）

医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）（以下“薬機法”という。）

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和３６年厚省令第１号）

秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

a)　この点検及び整備は，法令などの規定に基づく医療機器の点検及び臨時整備を行い，機能・性能を維持する。この点検及び整備は，薬機法第４０条の２で示す医療機器の修理業の許可を受けた事業所もしくは，整備対象品目の製造業者が実施する。

b)　サプライチェーン・リスク対応は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９の2.2による。

2.2 整備の種類

整備の種類は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.2 f)に示す“点検”及び2.2 h)に示す“臨時整備”とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.3 a)に示す“標準作業方式”とする。

2.4 整備要領など

a) 契約の相手方は，整備作業の実施に先立ち，法令等に基づいて年間定期点検計画書を作成し，契約担当官等の承認を受ける。

b) 点検及び整備対象品目及び数量は，調達要領指定書によって指定する。

c) 点検周期は，法令等で定められた周期とするほか，細部時期については，調達要領指定書によって指定する。

d) 整備作業は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**を標準とする。

e) 臨時整備による部品交換及び修理については別途契約とする。ただし，作業経費は，契約の相手方の負担とする。

f) 点検及び整備中に異常が発生した場合，速やかに復旧計画を提出するとともに，点検時期を官側と調整し，正常な状態に復旧処置を行う。

g) 臨時整備に時間を要する場合は，状況により官側と協議のうえ，代替品等の処置を行う。

表1－標準作業

番号	工程名	作業内容
1	外観の確認	破損の有無
		拭き上げ
2	機能点検	機能に異常がないか確認
3	部品交換	点検及び整備実施要領書に基づく部品交換 機能点検結果に基づく部品交換
4	機能点検	正常に稼働するか確認
5	完成検査	点検報告書の審査

2.5 修理基準

修理基準は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.5 d)とし，修理基準表を作成する場合の作成要領は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の**附属書**Ｄによる。

2.6 整備実施場所

整備実施場所は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，“自衛隊阪神病院”とする。

2.7 部品・副資材

部品及び副資材は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.9による。

2.8 交換済部品などの処置

調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方で処分する。

2.9 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項については，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.14 a) 及びc)による。

3　品質保証

監督及び検査は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の3.2による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表 2** とする。提出先は，契約担当官等とする。

表2－提出書類

番号	名称	提出時期	数量	規定
1	年間定期点検計画書	契約後，速やかに。	1	契約の相手方の仕様による。
2	医療機器の修理業の許可証の写し	官側が求めた場合，速やかに。	1	－
3	定期点検用工具の校正状況	定期点検終了後，速やかに。	1	契約の相手方の仕様による。
4	定期点検報告書		1	

4.2　整備実施場所への立入りなど

整備実施場所への立入りなどは，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の6.2による。

4.3　個人情報の保護

契約の相手方は，整備実施のために知り得た患者の保護すべき個人情報の取扱いに当たっては，“個人情報の保護に関する法律”に基づき適切に取扱う。

5　その他

5.1　輸送

点検及び臨時整備を行う場合の輸送費用は，全額，契約の相手方が負担する。

5.2　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	６ＲＷ９１Ａ４００４７
	調達要求年月日	令和８年１０月２８日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和８年１０月２６日
品　　名	移動型デジタル式汎用一体型Ｘ線診断装置，ＦＰＤ搭載型の点検及び整備	
仕様書番号	阪神病Ｍ－Ｔ５２０００３	

指定事項：

2.4　整備要領など

ｂ）　点検対象品目及び数量

品名		製造メーカー	製造番号	数量
移動型デジタル式汎用一体型Ｘ線診断装置，ＦＰＤ搭載型	ＭｏｂｉｌｅＤａＲｔＥｖｏｌｕｔｉｏｎ　ＭＸ８ｋ	島津メディカルシステムズ	ＭＱ０００１８Ｂ２００８	1

ｃ）　点検及び整備時期は、契約日～令和９年２月２６日とする。

2.7　部品・副資材

交換部品は，次の品目及び数量とする。

品名	数量
ヒューズ，ＦＬＭ１０（ＳＳＵ０７２－０１６５９－８３）	2
ヒューズ，６００ＦＨ－１５０（ＳＳＵ０７２－０６０３３－１０）	1
ヒューズ，３１３５００Ｐ（ＳＳＵ０７２－０１６６４－１５）	1
ヒューズ，３１３００５Ｐ（ＳＳＵ０７２－０１６６４－３３）	5
ヒューズ，３１３００２Ｐ（ＳＳＵ０７２－０１６６４－２６）	2
ヒューズ，３１３６２５Ｐ（ＳＳＵ０７２－０１６６４－３４）	2
ヒューズ，６６０ＣＦ－１０ＵＬＴＣ（ＳＳＵ０７２－０６０３５－３２）	2
ヒューズ，３１３００１Ｐ（ＳＳＵ０７２－０１６６４－２０）	1
ヒューズ，３２６０１０ＸＰ（ＳＳＵ０７２－０１６６５－３４）	1
ハンドスイッチＣ２Ｕ－２４（ＳＳＵ５７１－６４１３６）	1

調達要求番号：６ＲＷ９１Ａ４００４８

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
医療機器の点検及び整備		阪神病Ｍ－Ｔ５２０００３	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作成	令和　７年　３月　３日
		変更	年　月　日
		作成部隊等名	自衛隊阪神病院

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，自衛隊阪神病院において実施する医療機器の点検及び整備について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ-ＣＧ－Ｚ０００００１及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b)　**法令等**

医療法（昭和２３年法律第２０５号）

医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号）

医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）（以下“薬機法”という。）

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和３６年厚省令第１号）

秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

a)　この点検及び整備は，法令などの規定に基づく医療機器の点検及び臨時整備を行い，機能・性能を維持する。この点検及び整備は，薬機法第４０条の２で示す医療機器の修理業の許可を受けた事業所もしくは，整備対象品目の製造業者が実施する。

b)　サプライチェーン・リスク対応は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９の2.2による。

2.2 整備の種類

整備の種類は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.2 f)に示す“点検”及び2.2 h)に示す“臨時整備”とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.3 a)に示す“標準作業方式”とする。

2.4 整備要領など

a) 契約の相手方は，整備作業の実施に先立ち，法令等に基づいて年間定期点検計画書を作成し，契約担当官等の承認を受ける。

b) 点検及び整備対象品目及び数量は，調達要領指定書によって指定する。

c) 点検周期は，法令等で定められた周期とするほか，細部時期については，調達要領指定書によって指定する。

d) 整備作業は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**を標準とする。

e) 臨時整備による部品交換及び修理については別途契約とする。ただし，作業経費は，契約の相手方の負担とする。

f) 点検及び整備中に異常が発生した場合，速やかに復旧計画を提出するとともに，点検時期を官側と調整し，正常な状態に復旧処置を行う。

g) 臨時整備に時間を要する場合は，状況により官側と協議のうえ，代替品等の処置を行う。

表1－標準作業

番号	工程名	作業内容
1	外観の確認	破損の有無
		拭き上げ
2	機能点検	機能に異常がないか確認
3	部品交換	点検及び整備実施要領書に基づく部品交換 機能点検結果に基づく部品交換
4	機能点検	正常に稼働するか確認
5	完成検査	点検報告書の審査

2.5 修理基準

修理基準は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.5 d)とし，修理基準表を作成する場合の作成要領は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の**附属書**Ｄによる。

2.6 整備実施場所

整備実施場所は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，“自衛隊阪神病院”とする。

2.7 部品・副資材

部品及び副資材は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.9による。

2.8 交換済部品などの処置

調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方で処分する。

2.9 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項については，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.14 a) 及びc)による。

3　品質保証

監督及び検査は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の3.2による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表２**とする。提出先は，契約担当官等とする。

表2－提出書類

番号	名称	提出時期	数量	規定
1	年間定期点検計画書	契約後，速やかに。	1	契約の相手方の仕様による。
2	医療機器の修理業の許可証の写し	官側が求めた場合，速やかに。	1	－
3	定期点検用工具の校正状況	定期点検終了後，速やかに。	1	契約の相手方の仕様による。
4	定期点検報告書		1	

4.2　整備実施場所への立入りなど

整備実施場所への立入りなどは，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の6.2による。

4.3　個人情報の保護

契約の相手方は，整備実施のために知り得た患者の保護すべき個人情報の取扱いに当たっては，“個人情報の保護に関する法律”に基づき適切に取扱う。

5　その他

5.1　輸送

点検及び臨時整備を行う場合の輸送費用は，全額，契約の相手方が負担する。

5.2　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	６ＲＷ９１Ａ４００４８
	調達要求年月日	令和８年１０月２８日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和８年１０月２６日
品　　名	移動型デジタル式汎用一体型Ｘ線透視診断装置，ＤＳＡ付の点検及び整備	
仕様書番号	阪神病Ｍ－Ｔ５２０００３	

指定事項：

2.4　整備要領など

ｂ）　点検対象品目及び数量

品名		製造メーカー	製造番号	数量
移動型デジタル式汎用一体型Ｘ線透視診断装置，ＤＳＡ付	ＯＰＥＳＣＯＰＥ ＡＣＴＥＮＯ	島津メディカルシステムズ	ＭＱ６Ｂ６Ｃ ９Ａ９００１	1

ｃ）　点検及び整備時期は、契約日～令和９年２月２６日とする。

2.7　部品・副資材

交換部品は，次の品目及び数量とする。

品名	数量
ヒューズ，０２１３０６　３Ｐ（ＳＳＵ０７２－０１６８３－１６）	1
ヒューズ，ＦＬＭ１５（ＳＳＵ０７２－０１６５９－８５）	1
ヒューズ，６６０ＣＦ―２０（ＳＳＵ０７２－０６０３５－２４）	1
ブレーキジクＡＳＳＹ（ＳＳＵ５６３－５８７７５）	1
ストッパゴム（ＳＳＵ５６３－７４６５６）	2
ＢＡＴＴＥＲＹ，１７５０１９９０１１（ＳＳＵ５７２－４０００－８４）	1

調達要求番号：６ＲＷ９１Ａ４００４９

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
医療機器の点検及び整備		阪神病Ｍ－Ｔ５２０００３	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作成	令和　７年　３月　３日
		変更	年　月　日
		作成部隊等名	自衛隊阪神病院

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，自衛隊阪神病院において実施する医療機器の点検及び整備について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ-ＣＧ－Ｚ０００００１及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b)　**法令等**

医療法（昭和２３年法律第２０５号）

医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号）

医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）（以下“薬機法”という。）

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和３６年厚省令第１号）

秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

a)　この点検及び整備は，法令などの規定に基づく医療機器の点検及び臨時整備を行い，機能・性能を維持する。この点検及び整備は，薬機法第４０条の２で示す医療機器の修理業の許可を受けた事業所もしくは，整備対象品目の製造業者が実施する。

b)　サプライチェーン・リスク対応は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９の2.2による。

2.2 整備の種類

整備の種類は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.2 f)に示す“点検”及び2.2 h)に示す“臨時整備”とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.3 a)に示す“標準作業方式”とする。

2.4 整備要領など

a) 契約の相手方は，整備作業の実施に先立ち，法令等に基づいて年間定期点検計画書を作成し，契約担当官等の承認を受ける。

b) 点検及び整備対象品目及び数量は，調達要領指定書によって指定する。

c) 点検周期は，法令等で定められた周期とするほか，細部時期については，調達要領指定書によって指定する。

d) 整備作業は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**を標準とする。

e) 臨時整備による部品交換及び修理については別途契約とする。ただし，作業経費は，契約の相手方の負担とする。

f) 点検及び整備中に異常が発生した場合，速やかに復旧計画を提出するとともに，点検時期を官側と調整し，正常な状態に復旧処置を行う。

g) 臨時整備に時間を要する場合は，状況により官側と協議のうえ，代替品等の処置を行う。

表1－標準作業

番号	工程名	作業内容
1	外観の確認	破損の有無
		拭き上げ
2	機能点検	機能に異常がないか確認
3	部品交換	点検及び整備実施要領書に基づく部品交換 機能点検結果に基づく部品交換
4	機能点検	正常に稼働するか確認
5	完成検査	点検報告書の審査

2.5 修理基準

修理基準は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.5 d)とし，修理基準表を作成する場合の作成要領は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の**附属書**Ｄによる。

2.6 整備実施場所

整備実施場所は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，“自衛隊阪神病院”とする。

2.7 部品・副資材

部品及び副資材は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.9による。

2.8 交換済部品などの処置

調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方で処分する。

2.9 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項については，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.14 a) 及びc)による。

3　品質保証

監督及び検査は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の3.2による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表 2** とする。提出先は，契約担当官等とする。

表2－提出書類

番号	名称	提出時期	数量	規定
1	年間定期点検計画書	契約後，速やかに。	1	契約の相手方の仕様による。
2	医療機器の修理業の許可証の写し	官側が求めた場合，速やかに。	1	－
3	定期点検用工具の校正状況	定期点検終了後，速やかに。	1	契約の相手方の仕様による。
4	定期点検報告書		1	

4.2　整備実施場所への立入りなど

整備実施場所への立入りなどは，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の6.2による。

4.3　個人情報の保護

契約の相手方は，整備実施のために知り得た患者の保護すべき個人情報の取扱いに当たっては，“個人情報の保護に関する法律”に基づき適切に取扱う。

5　その他

5.1　輸送

点検及び臨時整備を行う場合の輸送費用は，全額，契約の相手方が負担する。

5.2　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	６ＲＷ９１Ａ４００４９
	調達要求年月日	令和８年１０月２８日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和８年１０月２６日
品　　名	ＣＲ装置，マンモグラフィー兼用型の点検及び整備	
仕様書番号	阪神病Ｍ－Ｔ５２０００３	

指定事項：

2.4　整備要領など

b）　点検対象品目及び数量

品名		製造メーカー	製造番号	数量
ＣＲ装置，マンモグラフィー兼用型	ＲＥＧＩＵＳ２１０ ＣＳ－７ ＤＲＹＰＲＯ８７３	コニカミノルタ	１２０１０２００	１

c）　点検時期は、契約日～令和９年２月２６日とする。

調達要求番号：６ＲＷ９１Ａ４００５０

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
医療機器の点検及び整備		阪神病Ｍ－Ｔ５２０００３	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作成	令和　７年　３月　３日
		変更	年　月　日
		作成部隊等名	自衛隊阪神病院

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，自衛隊阪神病院において実施する医療機器の点検及び整備について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，ＧＬＴ-ＣＧ－Ｚ０００００１及びＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９　陸上自衛隊ＩＴ利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２　陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b)　**法令等**

医療法（昭和２３年法律第２０５号）

医療法施行令（昭和２３年政令第３２６号）

医療法施行規則（昭和２３年厚生省令第５０号）

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）（以下“薬機法”という。）

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和３６年厚省令第１号）

秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

2　整備に関する要求

2.1　一般的要求事項

a)　この点検及び整備は，法令などの規定に基づく医療機器の点検及び臨時整備を行い，機能・性能を維持する。この点検及び整備は，薬機法第４０条の２で示す医療機器の修理業の許可を受けた事業所もしくは，整備対象品目の製造業者が実施する。

b)　サプライチェーン・リスク対応は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００９の2.2による。

2.2 整備の種類

整備の種類は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.2 f)に示す“点検”及び2.2 h)に示す“臨時整備”とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.3 a)に示す“標準作業方式”とする。

2.4 整備要領など

a) 契約の相手方は，整備作業の実施に先立ち，法令等に基づいて年間定期点検計画書を作成し，契約担当官等の承認を受ける。

b) 点検及び整備対象品目及び数量は，調達要領指定書によって指定する。

c) 点検周期は，法令等で定められた周期とするほか，細部時期については，調達要領指定書によって指定する。

d) 整備作業は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**を標準とする。

e) 臨時整備による部品交換及び修理については別途契約とする。ただし，作業経費は，契約の相手方の負担とする。

f) 点検及び整備中に異常が発生した場合，速やかに復旧計画を提出するとともに，点検時期を官側と調整し，正常な状態に復旧処置を行う。

g) 臨時整備に時間を要する場合は，状況により官側と協議のうえ，代替品等の処置を行う。

表1－標準作業

番号	工程名	作業内容
1	外観の確認	破損の有無
		拭き上げ
2	機能点検	機能に異常がないか確認
3	部品交換	点検及び整備実施要領書に基づく部品交換 機能点検結果に基づく部品交換
4	機能点検	正常に稼働するか確認
5	完成検査	点検報告書の審査

2.5 修理基準

修理基準は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.5 d)とし，修理基準表を作成する場合の作成要領は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の**附属書D**による。

2.6 整備実施場所

整備実施場所は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，“自衛隊阪神病院”とする。

2.7 部品・副資材

部品及び副資材は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.9による。

2.8 交換済部品などの処置

調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方で処分する。

2.9 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項については，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の2.14 a) 及びc)による。

3　品質保証

監督及び検査は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の3.2による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表2**とする。提出先は，契約担当官等とする。

表2－提出書類

番号	名称	提出時期	数量	規定
1	年間定期点検計画書	契約後，速やかに。	1	契約の相手方の仕様による。
2	医療機器の修理業の許可証の写し	官側が求めた場合，速やかに。	1	－
3	定期点検用工具の校正状況	定期点検終了後，速やかに。	1	契約の相手方の仕様による。
4	定期点検報告書		1	

4.2　整備実施場所への立入りなど

整備実施場所への立入りなどは，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ５００００２の6.2による。

4.3　個人情報の保護

契約の相手方は，整備実施のために知り得た患者の保護すべき個人情報の取扱いに当たっては，“個人情報の保護に関する法律”に基づき適切に取扱う。

5　その他

5.1　輸送

点検及び臨時整備を行う場合の輸送費用は，全額，契約の相手方が負担する。

5.2　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

調達要領指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	６ＲＷ９１Ａ４００５０
	調達要求年月日	令和８年１０月２８日
	作　成　部　課	衛生資材部衛生資材課
	作　成　年　月　日	令和８年１０月２６日
品　　名	Ｘ線テレビ装置，血管撮影用，２型の点検及び整備	
仕様書番号	阪神病Ｍ－Ｔ５２０００３	

指定事項：

2.4　整備要領など

ｂ）　点検対象品目及び数量

品名		製造メーカー	製造番号	数量
Ｘ線テレビ装置， 血管撮影用，２型	ＤＲＥＸ－ＵＩ ８０／０２	キャノンメディカル システムズ	ＧＶ４５１５６	１

ｃ）　点検及び整備時期は、契約日～令和９年２月２６日とする。

2.7　部品・副資材

交換部品は，次の品目及び数量とする。

品名	数量
遠隔操作卓パネル　ＰＡＮＥＬ－ＡＳＳＹ　ＰＸ１２－５４９００＊Ａ	１
バッテリー　ＢＡＴＴＥＲＹ＄ＡＸＢ００３＊３Ｖ２２０	３
制御バッテリー　ＢＡＴＴＥＲＹ＄ＡＶＹ００５－０２	１

別紙

競争入札受付票

令和　年　　月　　日

入札件名	心臓運動負荷モニタリングシステムの点検及び整備ほか４件	入札日時	令和８年１１月２０日　1000

担当者・責任者等

住所

責任者（役職・氏名等）

（電　話　：　　）
（ＦＡＸ　：　　）

会社名

担当者役職・氏名等）

（電　話　：　　）
（ＦＡＸ　：　　）

（E-mail：　　）

＊アドレスは、ｆａｘで字が潰れ判読が困難な事がありますので大きく記載お願いします。

※直接E-mailの欄にメールアドレスを記載するようにお願い致します。

※資格決定通知書（全省庁統一参加資格書）も併せて提出してください。（コピー可）

※郵送等での参加で入札に実際参加されない場合には委任状は不要です。

入札の参加方法として予定しているものに○を付けてください。（実際の参加方法が変わった場合は一報をお願いします。

郵便等（入札会場に参加せずに入札書事前提出）　　入札日時に来場

官側使用欄			
	資格決定通知書の受領の有無	有	無
	その他提出書類の受領の有無	有	無
	郵便入札受領の有無	有	無
	委任状受領の有無	有	無
	備　　考		